

石巻市震災復興基本方針

「石巻市震災復興基本方針」は、東日本大震災で甚大な被害を被った本市の復旧・復興に向け、その基本的な理念及び方向性を示すものです。

今後、この基本方針に基づいて、緊急かつ重点的に取り組む事項をまとめた「(仮称)石巻市震災復興基本計画」を策定します。

1 復興の基本理念

○ 未曾有の大地震と大津波の襲来

平成23年3月11日、この日は私たちにとって、忘れることができない、そして忘れてはならない日となりました。午後2時46分に発生した東北地方太平洋沖地震、そして、その後に襲来した巨大津波が石巻市を容赦なく襲い、私たちは平和な生活を一瞬にして失うこととなりました。

襲い来る巨大津波は、本来市民を守るべき防波堤をいとも簡単に破壊し、数千人の石巻市民の命を奪い、そして、私たちの住まいや働く場、都市・産業基盤となる道路や港湾、漁港など多くの財産を呑み込みました。

この悪夢ともいえる災害の跡に残ったものは、市街地や各集落を覆い尽くさんばかりのガレキの山、家族・友人を失った深い悲しみであり、日和山から石巻湾を臨む市街地や南三陸沿岸の漁港を中心とした集落は、直視しがたいものに変貌しました。

○ 被害への支援とコミュニティの芽生え

震災後、自衛隊や国・県をはじめ、全国の企業や自治体、ボランティアの方々など多くの支援をいただき、再建に向けた第一歩を踏み出しました。被災した人と人々が助け合い、「生きる力」となるコミュニティも芽生えはじめています。

しかし、この未曾有の大災害の痛手はあまりに大きく、想像を絶するガレキや廃車の量、度重なる余震の発生、沿岸部の地盤沈下により、震災から1か月半が過ぎた現在でも復旧が思うように進まず、未だ1万人を超える市民が避難所での生活を余儀なくされています。

また、企業の多くは、事業再開のめどが立たず、多くの市民が職を失っています。

○ 市民の不安を安心に変えることができる施策の展開

このため、まず、被災された市民の居住環境の確保をはじめ、震災後の心のケアや健康、医療、福祉サービスなど安心して暮らせるためのサービス提供体制を構築していかなければなりません。

また、未来の担い手となる子供たちの育成や職を失った人に向けた雇用確保など、震災により壊滅的な被害を受けた市民の方々の不安を少しでも解消することができるとする施策を展開していくことが必要です。

○ 復旧・復興の担い手である市民が夢や希望を持てる計画の策定

今後、復旧・再生・発展の各段階にある課題を解決するためには、国・県との調整のもと、まちづくりの基本となる新たな都市デザインが不可欠となります。

各事業の実施には、市単独ではなく、国、県、他の地方自治体、市民、NPO、地域などあらゆる主体が対等の立場で協力する仕組みを構築し社会全体に広げ、共鳴現象を起こすことが必要となります。

本市が目指すのは単に、復旧・再生だけではありません。既存の資源を活かしつつ、新エネルギー、環境、観光などを新たな柱とする産業創出や、減災のまちづくりの展開など快適で暮らしやすい「新しい石巻市」を創造していきます。

夢や希望もてる新しい石巻市として復旧・再生・発展を遂げていくため、根幹となる基本的な考え方として、次の3つを基本理念とします。

基本理念1：災害に強いまちづくり

全市民の約8割が被災し、電気、水道などのライフラインの寸断を引き起こした今回の震災の教訓を踏まえ、単なる「復旧」にとどまらず、防災基準・防災体制を抜本的に見直した市民の命を守る災害に強いまちを念頭に、新たな視点での都市デザインを描いたまちを構築するとともに、ライフラインの補完や快適な生活空間として新エネルギーを活かしたまちづくりを目指します。

基本理念2：産業・経済の再生

基幹産業である紙・パルプ製造業、飼肥料製造業、合板製造業及び食を支える重要産業である農林水産業などが壊滅的な被害を受けた中、今後の産業の連携・融合も含めた在り方を検討し、再建・復興を促進するとともに、地域資源を活かした産業振興基盤づくりを図ります。

基本理念3：絆と協働による共鳴社会の構築

人と人との結びつき・「絆」を大切にするとともに、市、企業、地域が総力を結集し、新たなまちづくりに向かって「共鳴」しながら、豊かで支えあう地域社会の構築を図ります。

2 復興の基本的な考え方

(1) 計画期間

復興に当たっては、復旧期や再生期、発展期を経た概ね10年後の平成32年度の姿を見据えた計画を策定します。

- ・復旧期 → 平成25年度まで（震災から概ね3年間）
「生活や産業の再開に不可欠な住宅、生産基盤、インフラなどの復旧に加え、再生・発展に向けた準備を精力的に進める期間とします。」
- ・再生期 → 平成29年度まで（震災から概ね7年間）
「復旧されたインフラと市民の力を基に、震災に見舞われる以前の活力を回復し、地域の価値を高める期間とします。」

- ・ 発展期 → 平成32年度まで（震災から概ね10年間）
「被災地が新たな魅力と活力ある地域として生まれ変わり、発展していく期間とします。」

計画期間：10年間（目標：平成32年度）

区 分	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	
石巻市震災復興計画	復旧期										
	再生期										
	発展期										

(2) 復興の主体

市民一人ひとりが主体となり、市民、行政（国・県・市）、民間（企業・NPO・団体等）が協働で復興を図ります。

(3) 対象地域

市内全域とし、早急な現状復旧を目指す地域と、特に甚大な被害のあった地域は、新たなまちづくりを考えた復興を目指す地域とします。

(4) 国・県への要請

本市の自助努力だけで復興をなし得ることは不可能であり、国直轄施工などによる大規模な復興事業の実施や、災害復興交付金などの財政措置、さらには、特別立法の制定などについて、国・県に強く要請していきます。